

介護業務従事者処遇改善交付金等に係る説明会

2009.7.27 (Mon) 二戸会場

2009.7.30 (Thu) 奥州会場

2009.7.31 (Fri) 釜石会場

2009.8. 3 (Mon) 盛岡会場

業務管理体制の整備について

岩手県保健福祉部長寿社会課
介護福祉担当

お話しする内容

1 業務管理体制の整備について

2 情報提供

- 介護保険法の改正 (H21.5.1) について
- 介護サービスの情報公表について
- 地域密着型サービス外部評価について

1 業務管理体制の整備について

業務管理体制の整備の趣旨

～平成21年5月1日施行の改正介護保険法にて規定～

事業者

法令遵守の
義務履行

指定取消等の不正事案の
未然防止

利用者・入所者の保護

介護保険事業運営の
適正化

業務管理体制の内容 〔介護保険法第115条の32第1項〕

指定・許可を受けている事業所・施設の数に応じて整備すべき内容が異なります。

| 事業所/施設数 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守規定の整備 | 監査の定期的な実施 |
|---------------|------------|-----------|-----------|
| 20未満 | | | |
| 20以上 100未満 | | | |
| 100以上 | | | |

一体的に運営している介護予防サービス事業所も1事業所として
カウント
医療みなし事業所は除く

法令遵守責任者の選任

すべての事業者に義務

【要件】

特に資格要件はない。
介護保険法及び関係法令に精通した法務担当の責任者を想定
法人に法務部門担当がない場合には、法人内部の法令遵守を確保できる職員を選任
代表者自身でも差し支えない

【配置】

個々の事業所ではなく事業者(法人)に配置

法令遵守規定の作成

20以上の事業所を有する事業者¹に義務

【内容】

従業員に対して介護保険法及び関係法令の遵守を確保するための内容

- 日常の業務運営に当たって必要な法令遵守に関する注意事項や標準的な業務プロセスなど

法令遵守に係るマニュアルであり、必ずしもチェックシート類を作成する必要はない。

業務執行の状況の監査

100以上の事業所を有する事業者に義務

- 監査部門による内部監査
または、
- 監査法人等による外部監査
を定期的 to 実施

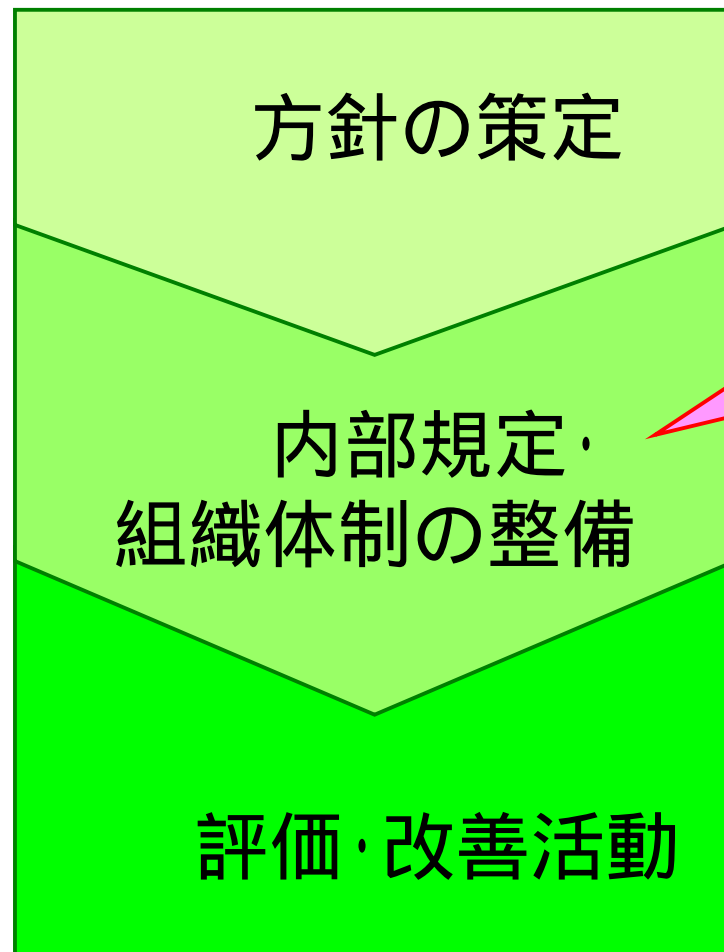
医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社等については、医療法、社会福祉法、特定非営利活動促進法、会社法等の規定により監事・監査役（監査委員会）が法令遵守に係る監査を実施している場合には、監査を行っているものとみなされる。

業務管理体制の整備に係る届出

〔介護保険法第115条の32第2項〕

| 事業所の所在地 | 届出先 |
|--|-----------------------|
| 指定等を受けている事業所が2以上の都道府県に所在している場合 | 厚生労働省 (本省 / 地方厚生局) |
| 地域密着型サービス(含む予防)のみ行う事業者であって、事業所の所在地が同一の市町村に所在している場合 | 市町村(保険者) |
| 上記以外 | 都道府県 |

業務管理体制のプロセス



- 法令による義務付け
- 法令遵守責任者の選任
 - 法令遵守規定の整備
 - 法令遵守に係る監査

業務管理体制の整備は、体制を整備すればよいのではなく、内部統制のプロセス・実機能の有効性が肝要

「方針の策定」

法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方策の検討

法令等遵守に係る基本方針を定め、組織全体へ周知

方針策定のプロセスを検証し、適時の見直し

- 経営陣(取締役・理事等)の主体的な関与が必要！
- トップによる一方的な押し付けではなく、議論による態勢構築を

「内部規定・組織体制の整備」

法令等遵守方針に則り、内部規定等を策定し、組織内へ周知

法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢の整備

各事業部門に対し、遵守すべき法令等、内部規定を周知させ、遵守させる態勢を整備

- 事故防止担当や苦情解決担当との連携により、事故内容や利用者等からの相談苦情内容について法令等との適合性を検証し、予防や改善活動へ資する

「評価・改善活動」

法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証

検証の結果に基づき、改善する態勢の整備

- 適宜、各事業所の法令等遵守状況についての情報収集が必要
- 法令等への違反事例が発覚した場合、いかに迅速に、的確に対処できるかが課題

届け出について

届出様式について(岩手県の場合)

様式第43号の2
業務管理体制整備(区分変更)届

様式第43号の3
業務管理体制変更届

県長寿社会課ホームページ

- 介護保険事業所関係者の皆様へ
 - 各種申請・届出様式について

[http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=398&of=1&ik=3&pn=60
&pn=348&pn=398&cd=18534](http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=398&of=1&ik=3&pn=60&pn=348&pn=398&cd=18534)

様式第43号の2 業務管理体制整備（区分変更）届

今回届け出するもの（監督機関の変更時も）

記載事項

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

様式第43号の3 業務管理体制変更届

届出事項に変更があった場合

変更事由の項目

- 1 法人の種別、名称(フリガナ)
- 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
- 3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
- 4 代表者の住所、職名
- 5 事業所名称等及び所在地
- 6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
- 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
- 8 業務執行の状況の監査の方法の概要

届出の留意事項

「事業所名称等及び所在地」

- 書ききれない場合は別紙一覧で可
- 同じ名称で複数のサービスを実施している場合は、事業所名称の後に()でサービス種別を記載
- 一体的に運営する介護予防サービスも別途記載

事業所の新設・所在地の変更等により、業務管理体制の整備に係る監督機関の所管が変わる場合は、「業務管理体制整備（区分変更）届」を変更前と変更後の機関の双方へ届出

「法令遵守規定の概要」・・・法令遵守規定の添付で可

- 規定の全体像が分かるものでよい
- 概要を改めて作成する必要はない

「業務執行の状況の監査の方法の概要」・・・監査規定の添付で可

- 監査規定の全体像が分かるものでよい
- 規定がない場合には監査実施方法が分かるもの

届出の留意事項

「A」から始まる17桁の法人番号を付与します！

例)

A0300000017003207

事業者基本番号(不変)

所管/所在地
番号(可変)

- 業務管理体制の届出管理で必要となる番号です。
- 県が監督を行う事業者の法人番号は、県長寿社会課のホームページ「介護保険事業所関係者の皆様へ」へ掲載

<http://www.pref.iwate.jp/list.rbz?nd=398&of=1&ik=3&pnp=60&pnp=348&pnp=398>

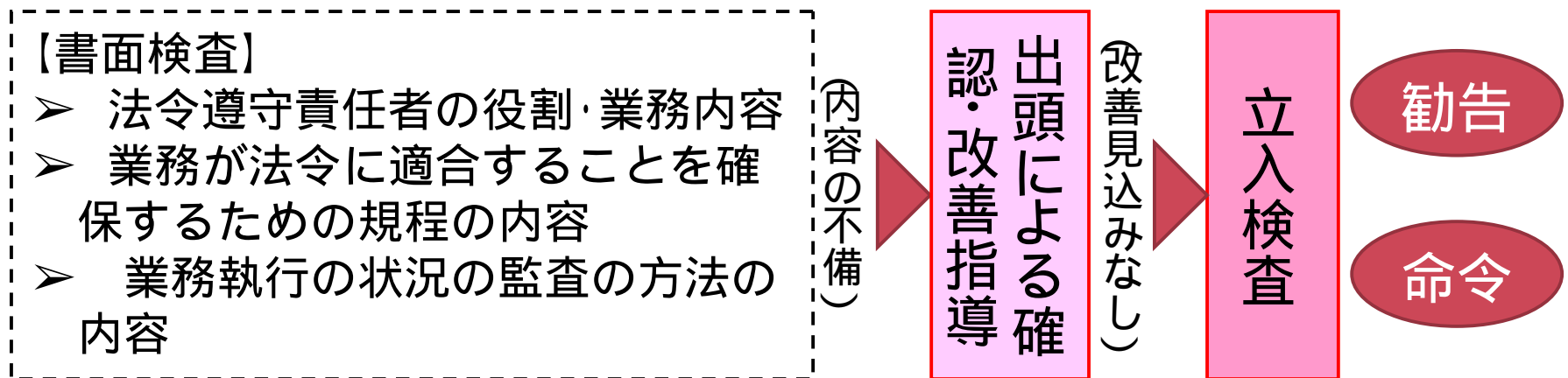
届出先一覧

初回の届出は **10月30日**までに！

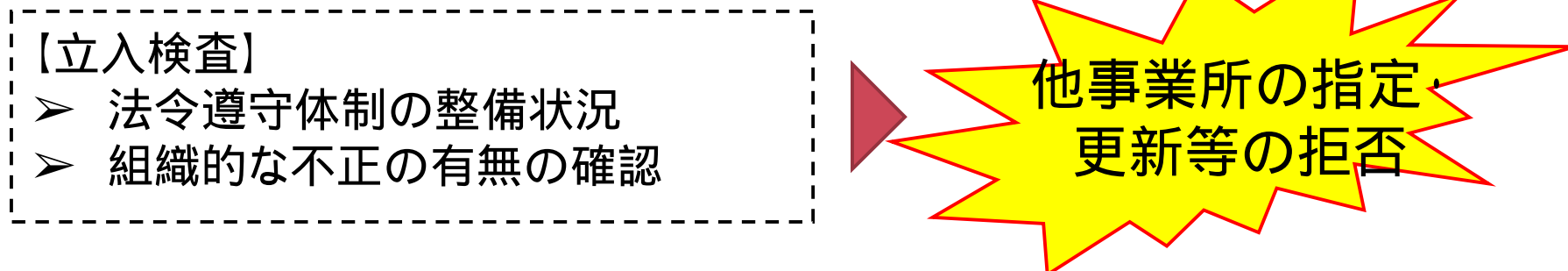
| 圏 域 | 届 出 先 | |
|----------------|---|--------------------------------------|
| 盛 岡 | 盛岡地方振興局 保健福祉環境部 医療介護課 〒020-0023 盛岡市内丸11-1 | TEL:019-629-6572 FAX:019-629-6594 |
| 岩手中部/ 胆江/両磐 | 県南広域振興局 保健福祉環境部 長寿社会課 〒023-0053 奥州市水沢区大手町5-5 | TEL:0197-22-2850 FAX:0197-25-4106 |
| 気 仙 | 大船渡地方振興局 保健福祉環境部 福祉課 〒022-8502 大船渡市猪川町字前田6-1 | TEL:0192-27-9913 FAX:0192-27-4197 |
| 釜 石 | 釜石地方振興局 保健福祉環境部 企画管理課 〒026-0043 釜石市新町6-50 | TEL:0193-25-2702 FAX:0193-25-2294 |
| 宮 古 | 宮古地方振興局 保健福祉環境部 企画管理課 〒027-0072 宮古市五月町1-20 | TEL:0193-64-2218 FAX:0193-63-5602 |
| 久 慈 | 久慈地方振興局 保健福祉環境部 企画管理課 〒028-8042 久慈市八日町1-1 | TEL:0194-53-4987 FAX:0194-52-3919 |
| 二 戸 | 二戸地方振興局 保健福祉環境部 企画管理課 〒028-6103 二戸市石切所字荷渡6-3 | TEL:0195-23-9202 FAX:0195-23-6432 |

事業者の本部等への立入検査 〔介護保険法第115条の33〕

一般検査・・・法令遵守態勢の状況確認



特別検査・・・指定取消相当の事案が発生した場合

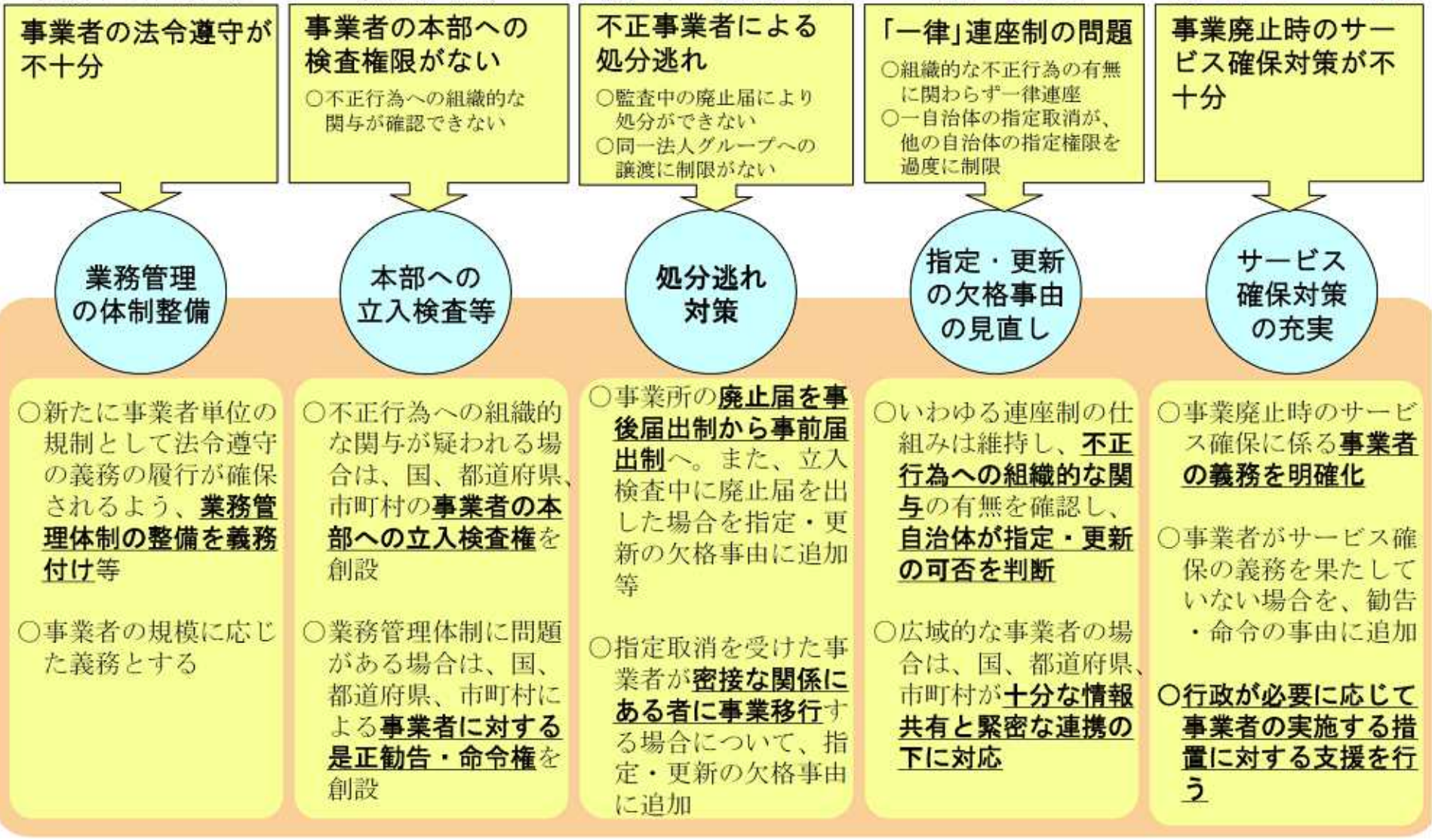


2 情報提供

介護保険法の改正 (H21.5.1)の概要

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等の業務管理体制整備の義務付け、事業者の本部等に対する立入検査権の創設、不正事業者による処分逃れ対策など、所要の改正を行う。

(業務中の管理体制) → (監査指導時) → (監査中の事業廃止等) → (指定・更新時) → (廃止時のサービス確保)



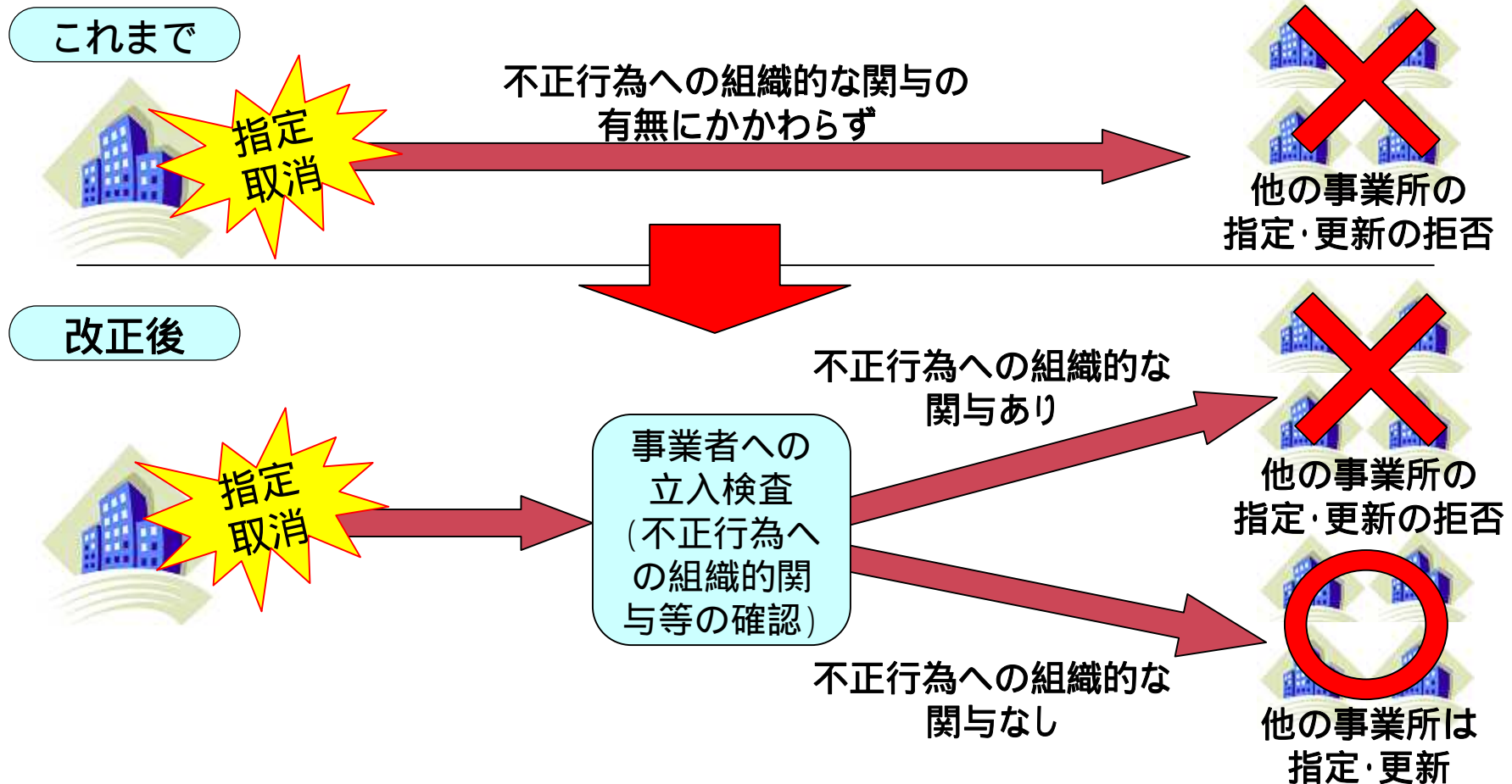
不正事業者による処分逃れ防止のための対策

【目的】 不正事案が生じた際、立入検査中の事業廃止による処分逃れや密接な関係にある事業者への事業移行を制限を行うこと

休廃止届の事前提出制・・・1か月前までに届け出
立入検査中の廃止届・・・欠格事由に追加
処分法人と密接な関係者・・・欠格事由に追加

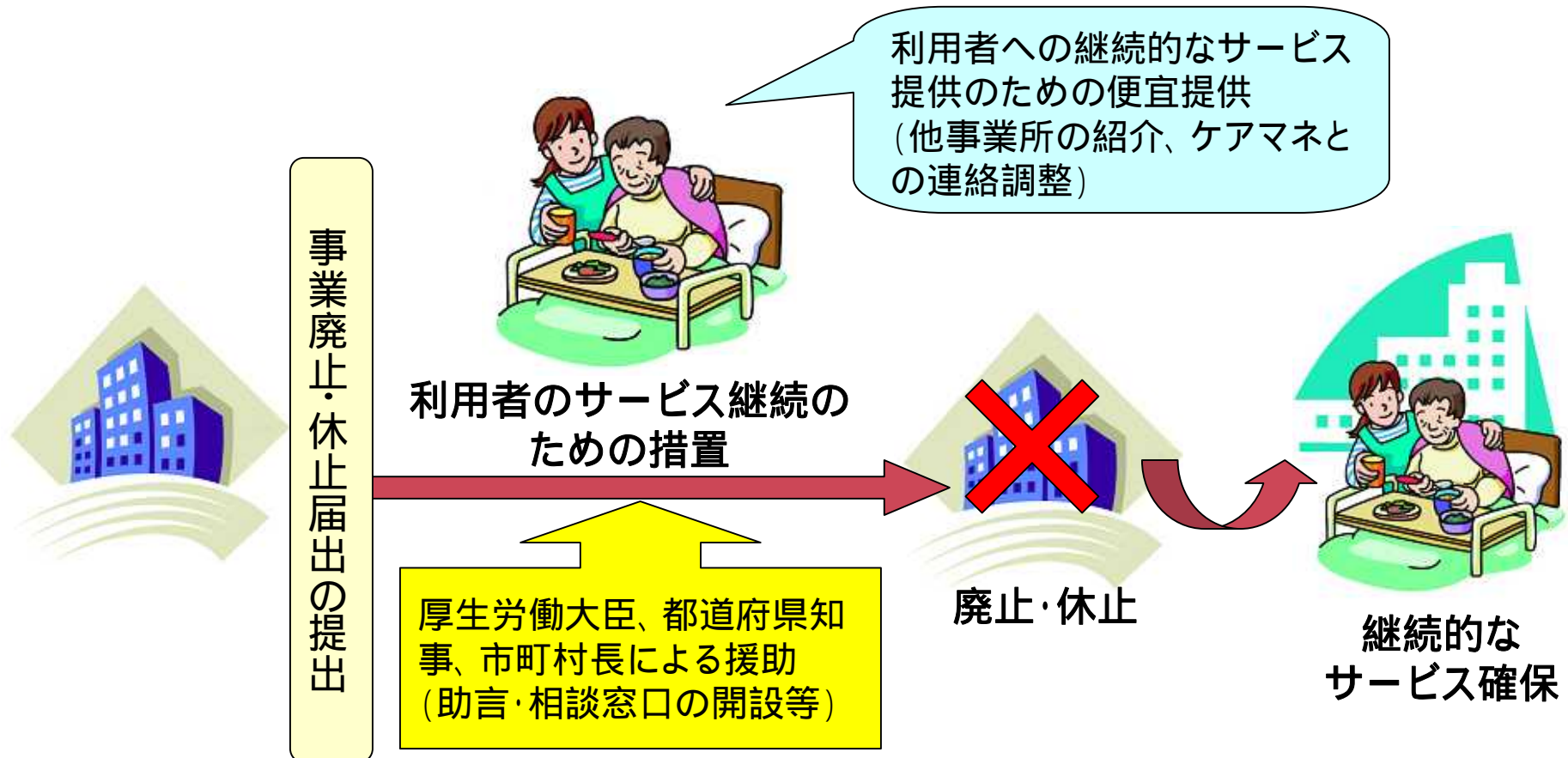
指定・更新時の欠格事由の見直し

【目的】不正事案が発生した場合の連座処分について組織的な関与の有無等を勘案する仕組みに改めること



利用者に対する継続的なサービスの確保

【目的】 業務の休廃止時に、利用者に対する継続的なサービスの確保を事業者に義務付けるもの



介護サービス情報公表制度の見直し

1 新たなサービスが追加(これで全ての事業が対象に)

夜間対応型訪問介護、療養通所介護、特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型等)、認知症対応型共同生活介護(含む介護予防)、小規模多機能型居宅介護(含む介護予防)

2 調査体制の変更

- 調査員を原則1名体制に
- 調査項目の簡略化を可能に(マニュアル等の点検)
- 外部評価との同一日実施の調整を配慮

3 手数料の改定

- 公表手数料 従前 12,000円 改定後 10,000円
- 調査手数料 従前 37,300円 改定後 26,000円

地域密着型サービス外部評価 見直しの概要

外部評価実施の簡素化・効率化
と事業者負担の軽減

- (1) 小規模 / GHの情報公表制度義務化に伴う整理
- (2) 情報提供票の廃止
- (3) 自己評価・外部評価項目の整理
- (4) 訪問調査の効率化
- (5) 外部評価の頻度の見直し

平成21年5月から改正

(1)
岩手県地域密着型サービス外部評価実施要綱

(2)
岩手県地域密着型サービス外部評価実施要領

(3)
岩手県地域密着型サービス外部評価機関選定等要領

情報公表と外部評価

H21から、小規模多機能型居宅介護と認知症対応型共同生活介護も情報公表の対象に。

介護サービス情報の公表制度

根拠

介護保険法 第115条の35

- 利用者が適切かつ円滑にサービス利用ができるようにするための情報を提供するもの
- 新規開設・前年の収入が100万円超の事業者が対象
- サービス情報の報告義務
- 都道府県が調査・結果の公表
- 未報告・虚偽の報告、調査未受審・受審拒否・調査妨害の場合は命令・罰則規定あり

地域密着型サービスの外部評価

根拠

小規模) 指定基準第72条第2項
G H) 指定基準第97条第7項

- 事業者が自らの提供するサービスの質の評価するために実施
- 全ての事業者が定期的に外部による評価を実施
- 評価機関が調査・結果の公表
- 事業者は結果を踏まえて常に改善を図ること
- 実施しない場合は「運営基準違反」となる

情報提供票の廃止

H21から、介護サービス情報の公表制度「基本情報」を活用

(様式1-1)

自己評価及び外部評価

【事業所概要(事業所記入)】

| | |
|---------|------------|
| 事業所番号 | |
| 法人名 | |
| 事業所名 | |
| 所在地 | |
| 自己評価作成日 | 評価結果市町村受理日 |

事業所の基本情報は、公表センターページで閲覧してください。(このURLをクリック)

| | |
|----------|--|
| 基本情報リンク先 | |
|----------|--|

【評価機関概要(評価機関記入)】

| | |
|-------|--|
| 評価機関名 | |
| 所在地 | |
| 訪問調査日 | |

【事業所が特に力を入れている点・アピールしたい点(事業所記入)】

| |
|--|
| |
|--|

【外部評価で確認した事業所の優れている点、工夫点(評価機関記入)】

| |
|--|
| |
|--|

| . サービスの成果に関する項目(アウトカム項目) 項目 1~55で日頃の取り組みを自己点検したうえで、成果について自己評価します | | | |
|--|--|----|---|
| 項目 | 取り組みの成果 該当するものに印 | 項目 | 取り組みの成果 該当するものに印 |
| 56 | 職員は、利用者の思いや願い、暮らし方の意向を掴んでいる (参考項目:23,24,25) | 63 | 職員は、家族が困っていること、不安なこと、求めていることをよく聴いており、信頼関係ができている (参考項目:9,10,19) |
| 57 | 利用者と職員が、一緒にゆったりと過ごす場面がある (参考項目:18,38) | 64 | 通いの場やグループホームに馴染みの人や地域の人々が訪ねて来ている (参考項目:2,20) |
| 58 | 利用者は、一人ひとりのペースで暮らしている (参考項目:38) | 65 | 運営推進会議を通して、地域住民や地元の関係者とのつながりが拡がったり深まり、事業所の理解者や応援者が増えている (参考項目:4) |
| 59 | 利用者は、職員が支援することで生き生きとした表情や姿がみられている (参考項目:36,37) | 66 | 職員は、活き活きと働けている (参考項目:11,12) |
| 60 | 利用者は、戸外の行きたいところへ出かけている (参考項目:49) | 67 | 職員から見て、利用者はサービスにおおむね満足していると思う |
| 61 | 利用者は、健康管理や医療面、安全面で不安なく過ごせている (参考項目:30,31) | 68 | 職員から見て、利用者の家族等はサービスにおおむね満足していると思う |
| 62 | 利用者は、その時々々の状況や要望に応じた柔軟な支援により、安心して暮らせている (参考項目:28) | | |

自己評価項目・外部評価項目の見直し

見直しのポイント

- ・情報公表制度との整合性を図ること
- ・事業者の負担軽減を図ること

項目数の縮減

- 自己評価項目 (87項目 → 55項目)
- 外部評価項目 (30項目 → 20項目)

訪問調査の効率化

介護サービス情報の公表の調査と同一日に実施することへの対応

モデル事業では・・・

A: 午前と午後に分けてそれぞれの調査を実施

B: 一日を通して、外部評価の流れに沿って情報公表の項目を合わせて確認

本県の取扱い・・・

- (1) 食事の準備～食事の時間を外部評価のコアタイムと設定し、この時間を必ず含む時程で実施すること。
- (2) 同一日実施を希望する場合、関係機関間の調整が可能であれば情報公表計画の変更を認めること。

外部評価の頻度の見直し

要件を満たし、市町村から同意が得られた事業者は隔年の調査実施が可能に。

【対象となる要件】

過去5年間、外部評価を継続実施

自己評価及び外部評価結果、目標達成計画を市町村へ提出

過去1年間に 運営推進会議が6回以上開催

市町村(または包括センター)職員が運営推進会議に参加

外部評価項目 2(地域とのつながり), 3(運営推進会議の活用), 4(市町村との連携), 6(運営へ利用者等の意見を反映)の実践が適切

手数料の軽減(県内の外部評価機関)

(財)岩手県長寿社会振興財団

【改定前】

両サービスとも 110,000円



【改定後】

・小規模多機能 60,000円
・認知症GH 70,000円

NPO法人いわての保健福祉支援研究会

【改定前】

・小規模多機能
(定員12名以下) 80,000円
(" 13~19名) 90,000円
(" 20~25名) 100,000円
・認知症GH
(1ユニット) 110,000円
(2ユニット) 120,000円



【改定後】

・小規模多機能
(同一日調査) 75,000円
(上記以外) 79,000円
・認知症GH
(同一日調査) 80,000円
(上記以外) 85,000円

その他 お知らせ

**介護保険事業者のメーリングリストの
開設を進めています！**

各種情報を迅速にお伝えする環境を整備するため、
現在、法人(開設者)向けメーリングリストのアドレス
を受け付けております。

申込みは AD0005@pref.iwate.jp まで

【説明会についての問合せ先】

岩手県保健福祉部長寿社会課 介護福祉担当

〒020-8570 盛岡市内丸10-1

TEL:019-629-5441 FAX:019-629-5444

E-MAIL:AD0005@pref.iwate.jp